

だてのまち美化サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、市民にとって身近な公共空間である道路、公園、河川、緑地等（以下「公共施設」という。）について、市民がボランティアで環境美化活動を行うだてのまち美化サポート事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、公共施設の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と行政が協働してきれいな公共空間を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において活動団体とは、市との合意に基づき、ボランティアで公共施設の環境美化活動を行う市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又は団体（以下「団体等」という。）をいう。

(活動内容)

第3条 活動団体の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設の清掃及び除草
- (2) 公共施設の維持管理に必要な情報の提供
- (3) その他必要と認められる活動

(支援)

第4条 市長は、活動団体の環境美化活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な用具等の支給又は貸与
- (2) 本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用
- (3) 活動団体の看板の掲示
- (4) その他環境美化活動に必要な支援で市長が認めるもの

(申込方法)

第5条 公共施設の活動団体になることを希望する団体等は、市長に環境美化活動団体申込書（別記様式第1号）に活動団体参加者名簿（別記様式第2号）を添付して提出するものとする。

(協議)

第6条 市長は、前条の環境美化活動団体申込書の提出があったときには、活動計画等について団体等と協議するものとする。

(合意)

第7条 前条の協議により合意したときは、団体等と市長との間で合意書（別記様式第3号）を取り交わすものとする。

- 2 活動計画等の合意内容の変更が生じたときは、双方協議のうえ、合意内容を変更することができる。

(報告書)

第8条 活動団体は、当該年度の活動内容を環境美化活動報告書（別記様式第4号）により翌年度の4月末日までに、市長に提出するものとする。

(辞退)

第9条 活動団体が環境美化活動を辞退するときは、市長に環境美化活動辞退届出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

(庶務)

第10条 この事業に関する庶務は、経済環境部環境衛生課において行う。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。